

京都市告示第 55 号

平成26年3月17日に市会本会議で議決された平成26年度京都市予算の要領は、次のとおりです。

平成26年4月3日

京都市長 門川 大作

平成26年度京都市一般会計予算

平成26年度京都市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ739,507,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 251,265,000
	1 市 民 税	110,269,000
	2 固 定 資 産 税	100,229,000
	3 軽 自 動 車 税	1,278,000
	4 市 た ば こ 税	10,199,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 入 湯 税	81,000
	7 事 業 所 税	6,933,000
	8 都 市 計 画 税	22,275,000
2 地 方 譲 与 税		3,444,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,612,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,717,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 石 油 ガ ス 譲 与 税	114,000
3 府 税 交 付 金		28,581,000
	1 利 子 割 交 付 金	695,000
	2 配 当 割 交 付 金	596,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	174,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	41,000
	5 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	779,000
	7 軽 油 引 取 税 交 付 金	3,940,000
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	22,355,000
4 地 方 特 例 交 付 金		739,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	739,000

款	項	金額
5 地方交付税		57,333,000 ^{千円}
	1 地方交付税	57,333,000
6 交通安全対策特別交付金		700,000
	1 交通安全対策特別交付金	700,000
7 分担金及び負担金		8,422,253
	1 負担金	8,422,253
8 使用料及び手数料		21,004,177
	1 使用料	14,929,749
	2 手数料	6,074,428
9 国庫支出金		130,919,070
	1 国庫負担金	106,893,537
	2 国庫補助金	23,368,762
	3 国庫委託金	656,771
10 府支出金		29,519,243
	1 府負担金	18,154,576
	2 府補助金	8,927,987
	3 府委託金	2,436,680
11 財産収入		7,042,236
	1 財産運用収入	2,094,277
	2 財産売却収入	4,947,959
12 寄附金		1,296,043
	1 寄附金	1,296,043
13 繰入金		11,169,568
	1 特別会計繰入金	326,987
	2 基金繰入金	10,842,581

款	項	金額
14 繰越金		千円 1
	1 繰越金	1
15 諸収入		101,324,409
	1 延滞金加算金及び過料	333,211
	2 市預金利子	5,000
	3 貸付金元利収入	5,059,358
	4 預託金元利収入	84,883,243
	5 受託事業収入	856,000
	6 収益事業収入	3,500,000
	7 雑収入	6,687,597
16 市債		86,748,000
	1 市債	86,748,000
歳入合計		739,507,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		2,249,000 <small>千円</small>
	1 議 会 費	2,249,000
2 総 務 費		38,405,000
	1 総 務 管 理 費	30,718,857
	2 税 務 費	3,063,528
	3 統 計 調 査 費	134,534
	4 財 産 費	460,285
	5 選 挙 費	272,971
	6 監 査 委 員 費	11,901
	7 人 事 委 員 会 費	40,401
	8 大 学 費	1,456,716
	9 防 災 費	335,658
	10 総 務 施 設 整 備 費	1,910,149
3 文 化 市 民 費		26,585,000
	1 文 化 市 民 総 務 費	7,842,505
	2 文 化 費	3,263,896
	3 市 民 生 活 費	3,689,905
	4 共 同 参 画 社 会 費	755,470
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	1,541,683
	6 文 化 市 民 施 設 整 備 費	9,491,541
4 保 健 福 祉 費		306,722,000
	1 保 健 福 祉 総 務 費	59,841,988
	2 児 童 福 祉 費	71,326,544
	3 生 活 保 護 費	79,935,368
	4 障 害 者 福 祉 費	43,762,724
	5 老 人 福 祉 費	40,500,938
	6 保 健 費	6,073,347

款	項	金額
	7 予 防 費	3,602,075
	8 生 活 衛 生 費	573,849
	9 保 健 福 祉 施 設 整 備 費	1,105,167
5 環 境 費		24,275,000
	1 環 境 総 務 費	12,672,081
	2 環 境 保 全 費	808,741
	3 ご み 処 理 費	6,637,899
	4 ふ ん 尿 処 理 費	550,166
	5 機 材 管 理 費	232,190
	6 環 境 施 設 整 備 費	3,373,923
6 産 業 観 光 費		92,054,000
	1 産 業 観 光 総 務 費	2,623,593
	2 商 工 振 興 費	1,805,413
	3 中 小 企 業 対 策 費	84,322,451
	4 技 術 振 興 費	1,277,560
	5 観 光 費	746,526
	6 農 業 費	577,613
	7 林 業 費	576,942
	8 産 業 観 光 施 設 整 備 費	123,902
7 計 画 費		17,299,000
	1 計 画 総 務 費	5,244,025
	2 都 市 計 画 費	614,271
	3 風 致 美 観 費	1,420,273
	4 建 築 指 導 費	738,995
	5 住 宅 政 策 費	1,911,892
	6 住 宅 管 理 費	4,256,428
	7 住 環 境 整 備 費	3,113,116
8 土 木 費		33,945,000
	1 土 木 総 務 費	5,733,306

款	項	金額
	2 駐 車 場 費	352,039
	3 道 路 橋 り よ う 費	6,651,689
	4 道 路 特 別 整 備 費	6,467,447
	5 河 川 排 水 路 費	1,321,515
	6 都 市 河 川 整 備 費	665,661
	7 緑 化 推 進 費	2,564,666
	8 街 路 費	276,892
	9 重 要 幹 線 街 路 費	7,696,975
	10 土 地 区 画 整 理 費	917,176
	11 市 街 地 再 開 発 費	597,634
	12 受 託 工 事 費	700,000
9 消 防 費		22,808,000
	1 消 防 総 務 費	17,809,000
	2 消 防 費	2,360,000
	3 消 防 施 設 整 備 費	2,639,000
10 教 育 費		45,595,000
	1 教 育 総 務 費	25,719,792
	2 小 学 校 費	4,472,351
	3 中 学 校 費	2,462,500
	4 高 等 学 校 費	819,541
	5 幼 稚 園 費	89,167
	6 社 会 教 育 費	1,944,799
	7 青 少 年 科 学 セ ン タ ー 費	112,101
	8 学 校 施 設 整 備 費	9,974,749
11 災 害 対 策 費		1,978,000
	1 農 林 災 害 復 旧 費	178,000
	2 土 木 災 害 復 旧 費	1,800,000
12 公 債 費		86,440,000
	1 公 債 費	86,440,000

款	項	金 額
13 諸 支 出 金		40,752,000 <small>千円</small>
	1 公 營 企 業 費	38,604,000
	2 土 地 取 得 費	2,148,000
14 予 備 費		400,000
	1 予 備 費	400,000
歲 出 合 計		739,507,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 計画費	4 建築指導費	建築指導事業	163,000
	5 住宅政策費	住宅対策事業	5,000
	7 住環境整備費	住環境整備事業	900,000
8 土木費	3 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	50,000
		道路改良事業	200,000
		橋りょう改修事業	100,000
	4 道路特別整備費	道路特別整備事業	1,000,000
		交通安全施設整備事業	200,000
	5 河川排水路費	河川改修事業	50,000
		幹線排水路改修事業	50,000
	6 都市河川整備費	都市河川整備事業	450,000
	8 街路費	幹線街路整備事業	200,000
	9 重要幹線街路費	重要幹線街路整備事業	800,000
10 土地区画整理費	公共団体区画整理補助事業	330,000	
10 教育費	8 学校施設整備費	学校施設整備事業	2,500,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土地開発公社借入金（元利金）債務の保証によって生じる保証債務	平成26年度から 平成31年度まで	千円 18,000,000
平成26年度における地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務	平成26年度から 平成36年度まで	元金1,434,000,000千円及びこれに対する利子相当額
市政情報総合案内コールセンター運営経費	平成26年度から 平成31年度まで	377,460
総務事務センター運営経費	平成26年度から 平成31年度まで	603,998
市庁舎整備事業費	平成27年度及び 平成28年度	422,600
芸術文化特別奨励金	平成27年度	6,000
平成26年度助成金等内定者資金融資制度損失補てん金	平成26年度から 債務消滅時まで	融資金の回収未済額
平成26年度文化財保護事業資金融資制度損失補てん金	平成26年度から 債務消滅時まで	次の各号に掲げる額の合計額 (1)融資金の回収未済額 (2)債務者が支払うべき約定利息額 (3)延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日の翌日から年利率14パーセントの割合を乗じて得た遅延損害金
京都会館管理経費	平成27年度及び 平成28年度	7,515
二条城ライトアップ事業費	平成27年度	5,000

事 項	期 間	限 度 額
区庁舎合築施設耐震改修工事費用負担金	平成26年度及び 平成27年度	4,023
京都会館再整備事業費	平成26年度及び 平成27年度	350,000
動物園整備事業費	平成26年度及び 平成27年度	255,728
元離宮二条城基本設計費	平成27年度	4,746
元離宮二条城整備事業費	平成27年度及び 平成28年度	458,100
元離宮二条城仮設休憩所リース経費	平成27年度	17,600
元離宮二条城保存活用計画及び整備計画策定経費	平成27年度及び 平成28年度	40,000
宝が池公園体育館（仮称）実施設計費	平成27年度	14,000
民間社会福祉施設整備助成事業費	平成27年度	1,082,400
児童福祉施設管理経費	平成27年度から 平成31年度まで	451,000
高齢者福祉施設管理経費	平成27年度から 平成30年度まで	127,842

事 項	期 間	限 度 額
平成26年度看護師修学資金 融資制度損失補てん金	平成26年度から 債務消滅時まで	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 融資金の回収未済額 (2) 債務者が支払うべき約定利息額 (3) 延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日の翌日から年利率14.5パーセントの割合を乗じて得た遅延損害金
中央斎場整備事業費	平成27年度	211,300
深草墓園整備事業費	平成27年度	25,400
環境保全活動センター管理 経費	平成27年度及び 平成28年度	8,478
平成26年度環境保全資金融 資制度損失補てん金	平成27年度から 平成41年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
家庭ごみ有料指定袋製造経 費	平成27年度	248,000
燃やすごみ等収集運搬経費	平成27年度から 平成30年度まで	2,846,497
南部クリーンセンター第二 工場整備事業費	平成27年度から 平成31年度まで	25,000
平成26年度きらめき企業支 援融資制度損失補てん金	平成26年度から 平成39年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
平成26年度中小企業融資制 度損失補てん金	平成26年度から 平成41年度まで	一般振興融資、小規模企業おうえん融資及び経営支援緊急融資で、信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して、一般振興融資において100分の25を、小規模企業おうえん融資において100分の80を、経営支援緊急融資において100分の65をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額

千円

事 項	期 間	限 度 額
平成26年度中小企業再生支援融資制度損失補てん金	平成26年度から 平成47年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して6分の1を乗じて得た額
平成26年度創業・経営承継支援融資制度損失補てん金	平成26年度から 平成41年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して100分の80を乗じて得た額
平成26年度短期融資制度損失補てん金	平成26年度から 平成41年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して100分の25を乗じて得た額
平成26年度中小企業下支え融資制度損失補てん金	平成26年度から 平成44年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して100分の65を乗じて得た額
平成26年度設備投資促進融資制度損失補てん金	平成26年度から 平成44年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して100分の65を乗じて得た額
勸業館ESCOサービス料	平成27年度から 平成34年度まで	703
平成26年度企業立地促進制度補助金	平成26年度から 債務消滅時まで	<p>企業立地促進制度補助金の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第3号に掲げる経費の額の合計額に相当する額</p> <p>(1) 事業所等の新增設等に伴い取得した固定資産（家屋及び償却資産に限る。）に係る固定資産税（当該固定資産の取得者に新たに課することとなった年度から最大6年度分のものに限る。）</p> <p>(2) 事業所等の新增設等に伴い取得した家屋に係る都市計画税（当該家屋の取得者に新たに課することとなった年度から最大6年度分のものに限る。）（第1号及び第2号について1件当たり限度額6億円）</p> <p>(3) 事業所等の新增設等に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合、当該調査に要した経費（1件当たり限度額50,000千円）</p>

事 項	期 間	限 度 額	千円
平成26年度京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金	平成26年度から 債務消滅時まで	京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第3号に掲げる経費の額の合計額に相当する額 (1)事業所等の新增設に伴い取得した固定資産(家屋及び償却資産に限る。)に係る固定資産税(当該固定資産の取得者に新たに課すこととなった年度から5年度分のものに限る。) (2)事業所等の新增設に伴い取得した家屋に係る都市計画税(当該家屋の取得者に新たに課すこととなった年度から5年度分のものに限る。) (第1号及び第2号について1件当たり限度額6億円) (3)事業所等の新增設に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合、当該調査に要した経費(1件当たり限度額50,000千円)	
平成26年度大規模国際会議誘致助成制度補助金	平成26年度から 平成36年度まで		10,000
平成26年度大規模国際会議誘致支援準備助成金	平成27年度から 平成36年度まで		3,000
醍醐交流会館管理経費	平成27年度及び 平成28年度		3,258
平成26年度空き家対策推進事業補助金	平成27年度		10,000
景観・まちづくりセンター管理経費	平成27年度及び 平成28年度		2,520
平成26年度らくなん進都整備推進事業(土地の売却)補助金	平成26年度から 債務消滅時まで	らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金制度の対象事業として認めた土地の売却価格から当該売却価格に0.05を乗じた額を差し引いた額に0.03を乗じて得た額(1件当たり限度額5,000千円)	

事 項	期 間	限 度 額	千円
平成26年度らくなん進都整備推進事業（土地の賃貸及び貸事業所の新築等）補助金	平成26年度から 債務消滅時まで	らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金制度の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額の2年度分（1件当たり限度額年2,000千円） (1) 賃貸した土地又は事業所等に供される土地に対する固定資産税（上記奨励金の交付対象となるものに限る。） (2) 賃貸した土地又は事業所等に供される土地に対する都市計画税（上記奨励金の交付対象となるものに限る。）	
京阪深草駅自由通路整備事業費	平成27年度		300,000
嵯峨鳥居本町並み保存館管理経費	平成27年度及び 平成28年度		148
平成26年度屋外広告物適正化促進融資制度損失補てん金	平成26年度から 平成41年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して100分の25を乗じて得た額	
平成26年度建築物耐震改修事業補助金	平成26年度から 債務消滅時まで	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に該当する建築物（その敷地が、緊急輸送道路のうち優先的に耐震化を図るべき重要路線として市長が定める道路に接するものに限る。）の耐震改修工事に要する経費に3分の2を乗じて得た額（1件当たり限度額20,000千円）	
平成26年度建築物耐震改修事業補助金	平成26年度から 債務消滅時まで	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に該当する建築物の耐震改修工事に要する経費に100分の23を乗じて得た額（1件当たり限度額23,000千円）	
平成26年度建築物耐震改修事業補助金	平成26年度から 債務消滅時まで	昭和56年6月1日において現に存し又は現に工事中であった分譲マンションで耐震診断の結果いずれかの階のIs値が0.6未満又はいずれかの階のq値が1.0未満であるものの耐震改修工事に要する経費に2分の1を乗じて得た額（1住戸当たり限度額600千円又は1棟当たり限度額48,000千円のうちいずれか低い額）	
久我の杜生涯学習プラザ管理経費	平成27年度及び 平成28年度		358

事 項	期 間	限 度 額
崇仁北部第二地区区画整理 補助事業費	平 成 27 年 度	15,100
道路台帳補正経費	平 成 27 年 度	56,132
市庁舎前広場地下自転車駐 車場整備事業費	平 成 27 年 度	197,300
神宮道及び岡崎公園再整備 事業費	平 成 27 年 度	250,440
三栖高架橋補修工事費	平 成 27 年 度	69,000
賀茂大橋補修工事費	平成27年度から 平成29年度まで	1,211,000
熊野橋補修工事費	平成27年度及び 平成28年度	323,000
西羽束師川河川改修工事費	平 成 27 年 度	200,000
西羽束師川流域治水対策調 査等経費	平 成 27 年 度	16,500
鴨川東岸線工事費	平 成 27 年 度	576,780
京都駅南口駅前広場整備事 業費	平 成 27 年 度	1,562,496
伏見西部第五地区区画整理 補助事業費	平 成 27 年 度	116,404
上鳥羽南部地区区画整理補 助事業費	平 成 27 年 度	10,000
平成26年度学校増改築等施 設整備費	平成26年度から 平成28年度まで	2,198,500

事 項	期 間	限 度 額
鳴瀧橋災害復旧工事費	平 成 27 年 度	194,000 <small>千円</small>

第4表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 630,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
総務施設整備費	886,000			
文化市民施設整備費	3,611,000			
児童福祉施設整備費	301,000			
障害者福祉施設整備費	27,000			
高齢者福祉施設整備費	488,000			
保健衛生施設整備費	328,000			
市立病院費	5,000			
環境施設整備費	1,265,000			
環境車両整備費	15,000			
技術振興事業費	81,000			
農業農村整備費	2,000			
森林整備費	25,000			
産業観光施設整備費	10,000			
交通政策費	56,000			
古都保存事業費	286,000			
開発指導費	2,000			
公営住宅整備費	1,277,000			
公園緑地整備費	432,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業費	千円 6,867,000		%	
消防施設整備費	2,378,000			
学校施設整備費	6,061,000			
都市整備費	3,510,000			
水道事業出資金	204,000			
高速鉄道事業出資金	10,646,000			
高速鉄道事業補助金	42,000			
災害復旧費	755,000			
臨時財政対策債	43,272,000			
退職手当債	3,286,000			
計	86,748,000			

平成26年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成26年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ469,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 21,232
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,232
2 繰 越 金		82,573
	1 繰 越 金	82,573
3 諸 収 入		365,195
	1 貸 付 金 元 利 収 入	298,187
	2 雑 入	67,008
歳 入 合 計		469,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 469,000
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	469,000
歳 出 合 計		469,000

平成26年度京都市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度京都市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,750,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料収入		31,124,996 ^{千円}
	1 国民健康保険料収入	31,124,996
2 国民健康保険税収入		4
	1 国民健康保険税収入	4
3 一 部 負 担 金		2
	1 一 部 負 担 金	2
4 使用料及び手数料		276
	1 手 数 料	276
5 国 庫 支 出 金		35,963,083
	1 国 庫 負 担 金	26,203,334
	2 国 庫 補 助 金	9,759,749
6 療養給付費交付金		7,425,200
	1 療養給付費交付金	7,425,200
7 前期高齢者交付金		37,313,000
	1 前期高齢者交付金	37,313,000
8 府 支 出 金		8,381,334
	1 府 負 担 金	1,088,334
	2 府 補 助 金	7,293,000
9 共 同 事 業 交 付 金		16,730,000
	1 共 同 事 業 交 付 金	16,730,000
10 繰 入 金		15,579,800

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	15,579,800 <small>千円</small>
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		232,304
	1 雑収入	232,304
歳入合計		152,750,000

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		152,750,000 <small>千円</small>
	1 事務費	3,175,664
	2 保険給付費	149,534,336
	3 公債費	10,000
	4 予備費	30,000
歳出合計		152,750,000

平成26年度京都市介護保険事業特別会計予算

平成26年度京都市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 117,509,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		22,500,454 ^{千円}
	1 保 險 料	22,500,454
2 分 担 金 及 び 負 担 金		871
	1 負 担 金	871
3 使 用 料 及 び 手 数 料		67
	1 手 数 料	67
4 国 庫 支 出 金		27,732,255
	1 国 庫 負 担 金	20,092,203
	2 国 庫 補 助 金	7,640,052
5 支 払 基 金 交 付 金		32,701,888
	1 支 払 基 金 交 付 金	32,701,888
6 府 支 出 金		16,674,845
	1 府 負 担 金	16,160,882
	2 府 補 助 金	513,963
7 財 産 収 入		6,254
	1 財 産 運 用 収 入	6,254
8 繰 入 金		17,850,849
	1 一 般 会 計 繰 入 金	17,301,000
	2 基 金 繰 入 金	549,849
9 繰 越 金		37,313
	1 繰 越 金	37,313

款	項	金額
10 諸 収 入		千円 4,204
	1 延滞金加算金及び過料	577
	2 雑 入	3,627
歳 入 合 計		117,509,000

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 2,834,285
	1 事 務 費	2,834,285
2 保 険 給 付 費		111,547,957
	1 保 険 給 付 費	111,547,957
3 地 域 支 援 事 業 費		3,050,991
	1 介 護 予 防 事 業 費	1,217,181
	2 包括的支援・任意事業費	1,833,810
4 基 金 積 立 金		6,254
	1 基 金 積 立 金	6,254
5 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
6 諸 支 出 金		39,513
	1 諸 支 出 金	39,513
歳 出 合 計		117,509,000

平成26年度京都市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度京都市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,368,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 13,973,929
	1 後期高齢者医療保険料	13,973,929
2 使用料及び手数料		22
	1 手 数 料	22
3 国 庫 支 出 金		18,500
	1 国 庫 補 助 金	18,500
4 繰 入 金		3,339,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,339,000
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		36,548
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	34,500
	3 雑 入	2,046
歳 入 合 計		17,368,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		302,995 <small>千円</small>
	1 事 務 費	302,995
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		17,029,005
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	17,029,005
3 諸 支 出 金		36,000
	1 諸 支 出 金	36,000
歳 出 合 計		17,368,000

平成26年度京都市地域水道特別会計予算

平成26年度京都市地域水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,557,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1
	1 負担金	1
2 使用料及び手数料		82,370
	1 使用料	82,369
	2 手数料	1
3 国庫支出金		51,000
	1 国庫補助金	51,000
4 財産収入		283
	1 財産運用収入	283
5 繰入金		619,631
	1 一般会計繰入金	565,000
	2 特定環境保全公共下水道 特別会計繰入金	14,276
	3 基金繰入金	40,355
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		170,714
	1 雑収入	170,714
8 市債		633,000
	1 市債	633,000
歳 入 合 計		1,557,000

歳 出

款	項	金 額
1 地 域 水 道 費		千円 1,557,000
	1 地 域 水 道 費	234,904
	2 地 域 水 道 整 備 費	962,335
	3 公 債 費	359,761
歳 出 合 計		1,557,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大原簡易水道整備事業費	平成 27 年度	千円 174,000

第3表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
地 域 水 道 整 備 費	千円 633,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	%	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成26年度京都市京北地域水道特別会計予算

平成26年度京都市京北地域水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,260,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1,468
	1 分 担 金	1,468
2 使用料及び手数料		140,311
	1 使 用 料	140,301
	2 手 数 料	10
3 国庫支出金		422,093
	1 国 庫 補 助 金	422,093
4 繰 入 金		1,061,096
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,049,000
	2 特定環境保全公共下水道 特別会計繰入金	10,123
	3 農業集落排水事業特別会 計繰入金	1,973
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		3,031
	1 雑 入	3,031
7 市 債		632,000
	1 市 債	632,000
歳 入 合 計		2,260,000

歳 出

款	項	金 額
1 京 北 地 域 水 道 費		千円 2,260,000
	1 京 北 地 域 水 道 費	195,656
	2 京 北 地 域 水 道 整 備 費	1,959,110
	3 公 債 費	104,234
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,260,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
京北中部簡易水道整備事業費	平成27年度	千円 1,265,000
細野簡易水道整備事業費	平成27年度	689,000

第3表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
京北地域水道整備費	千円 632,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
京北中部簡易水道整備事業費	平成27年度	1,265,000 <small>千円</small>
細野簡易水道整備事業費	平成27年度	689,000

第3表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
京北地域水道整備費	<small>千円</small> 633,000 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	8.0以内 <small>%</small>	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成26年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計予算

平成26年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,261,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 68,460
	1 分 担 金	68,460
2 使用料及び手数料		103,744
	1 使 用 料	103,446
	2 手 数 料	298
3 国庫支出金		76,500
	1 国庫補助金	76,500
4 財産収入		1,080
	1 財産運用収入	1,080
5 繰入金		488,841
	1 一般会計繰入金	486,000
	2 基金繰入金	2,841
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		78,374
	1 貸付金元利収入	4,328
	2 雑 入	74,046
8 市 債		444,000
	1 市 債	444,000
歳 入 合 計		1,261,000

歳 出

款	項	金 額
1 特定環境保全公共下水道費		千円 1,261,000
	1 特定環境保全公共下水道費	393,929
	2 特定環境保全公共下水道整備費	645,571
	3 公 債 費	221,500
歳 出 合 計		1,261,000

第2表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
特定環境保全公共下水道整備費	千円 444,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成26年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算

平成26年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,381,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,616,149
	1 使用料	1,616,068
	2 手数料	81
2 財産収入		28
	1 財産売却収入	28
3 繰入金		191,000
	1 一般会計繰入金	191,000
4 繰越金		170,000
	1 繰越金	170,000
5 諸収入		403,823
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	403,822
歳 入 合 計		2,381,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 場 費		<small>千円</small> 2,381,000
	1 中 央 卸 売 市 場 費	2,145,287
	2 市 場 整 備 費	34,000
	3 公 債 費	200,713
	4 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	2,381,000

平成26年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算

平成26年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ868,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 100,382
	1 使用料	100,370
	2 手数料	12
2 府支出金		47,200
	1 府補助金	47,200
3 財産収入		21
	1 財産売却収入	21
4 繰入金		606,006
	1 一般会計繰入金	606,000
	2 基金繰入金	6
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		39,390
	1 雑収入	39,390
7 市債		75,000
	1 市債	75,000
歳 入 合 計		868,000

歳 出

款	項	金額
1 市場・と畜場費		千円 868,000
	1 中央卸売市場・と畜場費	584,534
	2 市場整備費	129,600
	3 公債費	153,366
	4 予備費	500
歳 出 合 計		868,000

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場第二市場施設整備費	千円 75,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成26年度京都市農業集落排水事業特別会計予算

平成26年度京都市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 480
	1 分担金	480
2 使用料及び手数料		8,130
	1 使用料	8,130
3 財産収入		387
	1 財産運用収入	387
4 繰入金		38,740
	1 一般会計繰入金	25,000
	2 基金繰入金	13,740
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		262
	1 雑収入	262
歳 入 合 計		48,000

歲 出

款	項	金 額
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費		千円 48,000
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	26,121
	2 公 債 費	21,379
	3 予 備 費	500
歲 出 合 計		48,000

平成26年度京都市雇用対策事業特別会計予算

平成26年度京都市雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ799,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 府 支 出 金		千円 798,998
	1 府 補 助 金	798,998
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		799,000

歳 出

款	項	金 額
1 緊急雇用創出事業費		千円 799,000
	1 緊急雇用創出事業費	799,000
歳 出 合 計		799,000

平成26年度京都市土地区画整理事業特別会計予算

平成26年度京都市土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 区画整理事業収入		千円 87,900
	1 保 留 地 収 入	87,900
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		99
	1 雑 収 入	99
歳 入 合 計		88,000

歳 出

款	項	金 額
1 区画整理事業費		千円 88,000
	1 事 務 費	12,225
	2 区画整理事業費	75,775
歳 出 合 計		88,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 区画整理事業費	2 区画整理事業費	伏見西部第三地区区画整理事業	千円 10,000
		伏見西部第四地区区画整理事業	19,000

平成26年度京都市駐車場事業特別会計予算

平成26年度京都市駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 536,947
	1 使 用 料	536,947
2 繰 入 金		1,431,052
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,310,829
	2 基 金 繰 入 金	120,223
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 市 債		32,000
	1 市 債	32,000
歳 入 合 計		2,000,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		千円 2,000,000
	1 駐 車 場 費	511,488
	2 公 債 費	1,488,512
歳 出 合 計		2,000,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
駐 車 場 管 理 経 費	平成27年度及び 平成28年度	千円 2,378

第3表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
駐 車 場 事 業 費	千円 32,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成26年度京都市土地取得特別会計予算

平成26年度京都市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,979,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,830,999 <small>千円</small>
	1 財 産 運 用 収 入	52,317
	2 財 産 売 払 収 入	1,778,682
2 繰 入 金		2,148,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,148,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 市 債		4,000,000
	1 市 債	4,000,000
歳 入 合 計		7,979,000

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 先 行 取 得 費		7,979,000 <small>千円</small>
	1 土 地 先 行 取 得 費	4,000,000
	2 公 債 費	3,366,428
	3 繰 出 金	612,572
歳 出 合 計		7,979,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地先行取得費	1 土地先行取得費	土地先行取得事業	千円 300,000

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費	千円 4,000,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	% 8.0以内	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。 起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成26年度京都市市公債特別会計予算

平成26年度京都市市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ331,976,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 210,532,998
	1 一 般 会 計 繰 入 金	86,440,000
	2 国民健康保険事業特別会計繰入金	10,000
	3 地域水道特別会計繰入金	359,761
	4 京北地域水道特別会計繰入金	104,234
	5 特定環境保全公共下水道特別会計繰入金	221,500
	6 中央卸売市場第一市場特別会計繰入金	200,713
	7 中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計繰入金	153,366
	8 農業集落排水事業特別会計繰入金	21,379
	9 駐車場事業特別会計繰入金	1,488,512
	10 土地取得特別会計繰入金	3,366,428
	11 市立病院機構病院事業債特別会計繰入金	1,883,000
	12 水道事業特別会計繰入金	13,219,308
	13 公共下水道事業特別会計繰入金	32,045,159
	14 自動車運送事業特別会計繰入金	1,041,017
	15 高速鉄道事業特別会計繰入金	29,072,631
	16 基 金 繰 入 金	40,905,990
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1

款	項	金額
4 市 債		121,443,000 ^{千円}
	1 市 債	121,443,000
歳 入 合 計		331,976,000

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		331,976,000 ^{千円}
	1 公 債 費	325,567,500
	2 繰 出 金	6,408,000
	3 予 備 費	500
歳 出 合 計		331,976,000

平成26年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算

平成26年度京都市立病院機構病院事業債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,456,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		1,883,000 <small>千円</small>
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,883,000
2 市 債		1,573,000
	1 市 債	1,573,000
歳 入 合 計		3,456,000

歳 出

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債 管理事業費		3,456,000 <small>千円</small>
	1 貸 付 金	1,573,000
	2 公 債 費	1,883,000
歳 出 合 計		3,456,000

第2表 市 債

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	千円 1,573,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	％ 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成26年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年 間 総 給 水 量		m ³ 191,625,000	
1 日 最 大 給 水 量		569,000	
1 日 平 均 給 水 量		525,000	
期 首 使 用 者 数		件 754,500	
期 末 使 用 者 数		758,500	
増 加 見 込 数		4,000	
主 要 な 建 設 改 良 事 業		千円	
上 水 道 整 備 事 業		15,500,000	
上水道機能維持・向上対策		11,021,000	地震対策及び改築更新
浄水処理強化対策		359,000	浄水処理の強化
鉛製給水管解消		3,090,000	鉛製給水管の取替え
創エネルギー対策		310,000	大規模太陽光発電設備の設置
庁 舎 建 設		720,000	庁舎の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	34,068,000 千円
第1項 営業収益	31,955,863 千円
第2項 営業外収益	2,112,137 千円

支 出

第1款	水道事業費用	35,191,000 千円
第1項	営業費用	24,019,892 千円
第2項	営業外費用	4,942,092 千円
第3項	特別損失	6,219,016 千円
第4項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,970,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,100,820千円及び損益勘定留保資金等13,869,180千円で補填するものとする。）。)

収 入

第1款	資本的収入	12,085,000 千円
第1項	企業債	10,540,000 千円
第2項	出資金	204,000 千円
第3項	国庫補助金	12,000 千円
第4項	補助金	102,000 千円
第5項	工事負担金	360,161 千円
第6項	加入金	450,474 千円
第7項	基金収入	86,031 千円
第8項	基金繰入金	301,000 千円
第9項	寄附金	27,200 千円
第10項	その他資本的収入	2,134 千円

支 出

第1款	資本的支出	27,055,000 千円
第1項	建設改良費	16,221,082 千円
第2項	企業債償還金	10,737,526 千円
第3項	投資	86,031 千円
第4項	その他資本的支出	361 千円
第5項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道整備事業	平成27年度から平成29年度まで	千円 9,250,000
諸施設整備	平成27年度及び平成28年度	300,000
水道メーター点検業務	平成27年度から平成29年度まで	528,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道整備事業費	千円 7,845,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
計	7,845,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、274,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、840,000千円と定める。

平成26年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年 間 流 入 下 水 量		353,155,000 m ³	
1 日 平 均 流 入 下 水 量		968,000	
主 要 な 建 設 改 良 事 業			
公 共 下 水 道 建 設 事 業		17,900,000 千円	
下 水 道 機 能 維 持 ・ 向 上 対 策		9,929,000	地震対策及び改築更新
浸 水 対 策		4,028,000	雨水幹線の整備等
水 環 境 対 策		3,396,000	合流式下水道の改善及び高度処理施設の整備
創 エ ネ ル ギ ー 対 策		547,000	大規模太陽光発電設備の設置等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	53,398,000 千円
第1項 事業収益	44,937,254 千円
第2項 事業外収益	8,104,874 千円
第3項 特別利益	355,872 千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	52,487,000 千円
第1項 事業費用	40,366,066 千円
第2項 事業外費用	8,225,163 千円
第3項 特別損失	3,895,771 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,233,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額764,000千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金20,469,000千円で補填するものとする。）。

		収 入
第1款	公共下水道事業資本的収入	21,023,727 千円
第1項	企 業 債	13,920,000 千円
第2項	出 資 金	1,894,922 千円
第3項	国 庫 補 助 金	4,983,560 千円
第4項	工 事 負 担 金	219,844 千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	5,401 千円
第2款	水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入	21,273 千円
第1項	貸 付 金 回 収 金	9,273 千円
第2項	他 会 計 借 入 金	12,000 千円
	合 計	21,045,000 千円
		支 出
第1款	公共下水道事業資本的支出	42,256,727 千円
第1項	建 設 改 良 費	18,850,586 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	23,406,141 千円
第2款	水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出	21,273 千円
第1項	貸 付 金	17,265 千円
第2項	他 会 計 借 入 金 償 還 金	4,008 千円
	合 計	42,278,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道建設事業	平成27年度から平成29年度まで	13,000,000 ^{千円}
施設運転管理等業務	平成27年度から平成30年度まで	1,058,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設事業費	千円 9,890,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	%	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
流域下水道建設分担金	317,000				
計	10,207,000				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち911,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金

911,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成26年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

運 転 車 両 数	両 708
年 間 走 行 キ ロ メ ー ト ル	km 30,660,000
年 間 総 輸 送 人 員	人 119,720,000
1 日 平 均 輸 送 人 員	人 328,000

2 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 40両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	自動車運送事業収益	21,039,000千円
第1項	営 業 収 益	20,207,504千円
第2項	営 業 外 収 益	831,496千円

支 出

第1款	自動車運送事業費用	23,632,000千円
第1項	営 業 費 用	18,955,578千円
第2項	営 業 外 費 用	594,164千円

第3項	特	別	損	失	4,032,258千円
第4項	予	備	費		50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,430,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資	本	的	収	入	3,067,000千円
第1項	企	業	債			2,593,000千円
第2項	補	助	金			474,000千円

支 出

第1款	資	本	的	支	出	4,497,000千円			
第1項	建	設	改	良	費	3,307,026千円			
第2項	企	業	債	償	還	金	939,974千円		
第3項	長	期	借	入	金	返	還	金	200,000千円
第4項	予	備	費			50,000千円			

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車運送事業建設改良費	平成27年度	千円 203,000

(企業債)

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業建設改良費	千円 2,593,000	発行価格が額面金額を下回る時は, その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内 起債の日から据置期間を含め30年以内に, 元利均等その他の方法により償還する。ただし, 財政の都合その他によっては, 繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は, 20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 生活支援路線の運行維持等に充てるため, 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 787,544千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は, 100,000千円と定める。

平成26年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事 項 \ 区 分	年 間	1 日 平 均
運 転 車 両 数	両 74,460	両 204
走 行 キ ロ メ ー ト ル	km 20,761,853	km 56,882
輸 送 人 員	人 127,385,000	人 349,000

2 主要な建設改良工事計画

駅施設及び電路・機械設備等改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費 8,757,368千円の財源の一部に充てるため、企業債(資本費負担緩和分) 611,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	33,452,000千円
第1項 営業収益	26,991,981千円
第2項 営業外収益	6,460,019千円

支 出

第1款	高速鉄道事業費用	39,663,000千円
第1項	営 業 費 用	25,938,387千円
第2項	営 業 外 費 用	9,912,824千円
第3項	特 別 損 失	3,761,789千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,575,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	26,732,000千円
第1項	企 業 債	14,777,000千円
第2項	補 助 金	1,180,846千円
第3項	出 資 金	10,756,000千円
第4項	そ の 他 資 本 収 入	18,154千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	33,307,000千円
第1項	建 設 改 良 費	9,134,906千円
第2項	企 業 債 償 還 金	21,678,248千円
第3項	長 期 借 入 金 返 還 金	2,493,846千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道営業線改良費	平成27年度から平成30年度 まで	千円 6,400,000
軌条購入費	平成27年度	13,500

(企業債)

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高速鉄道事業建設改良費	千円 3,602,000	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内	%起債の日から据置期間を含め40年以内に, 元利均等その他の方法により償還する。ただし, 財政の都合その他によっては, 繰上償還をすることができる。
高速鉄道事業特例債	3,144,000			
高速鉄道事業資本費平準化債	8,031,000			
高速鉄道事業資本費負担緩和分企業債	611,000			
計	15,388,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は, 65,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 特例債元利償還金等に充てるため, 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 3,655,000千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 高速鉄道事業建設改良費に充てるため, 一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は, 2,114,000千円である。

2 経営の健全化に充てるため, 一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は, 8,642,000千円である。

(行財政局財政部財政課)